

越 生 町

地域福祉計画



越生町のマスコット「うめりん」

平成28年3月
埼玉県 越生町

ごあいさつ

近年、地域社会においては、少子高齢化や核家族化の急速な進展、また住民のライフスタイルの多様化やプライバシーの意識の高まりなどから、地域での交流や住民同士のつながりが希薄化しており、家族や地域で支え合う機能が弱まっています。

このような状況の中、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方、子育て家庭など、不安や孤立感を抱え、ひとりで悩む方が増えており、地域福祉の支えを必要としています。

そこで越生町では、第五次越生町長期総合計画のまちの将来像である「町民との協働による暮らしやすさと活力のあるまち」を目指し、地域福祉計画の基本理念を「みんなで支え合う安心して暮らせる越生町」とし、すべての住民が生活の拠点である住み慣れた地域の中の一員としてつながりを持ちながら、その人らしい安心した生活を送ることができるような地域社会をつくるため、「越生町地域福祉計画」を策定しました。

本計画の施策の展開にあたりましては、地域住民一人ひとりの地域福祉に対する意識改革や地域活動への参加意識の啓発と向上を図り、関連する施策の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

今後とも本計画の推進に向け、町民の皆様の地域福祉へのご理解ご協力と積極的なご参加をお願い申し上げます。

結びに本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました地域福祉計画策定委員の皆様、並びに貴重なご意見ご協力をいただきました町民の皆様に心から深く感謝申し上げます。

平成28年3月

越生町長 新井雄啓

◆ 目 次 ◆

第1章 計画策定にあたり

- 1. 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の根拠と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 福祉を取り巻く町の現状

- 1. 総人口と世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 地域福祉計画の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. アンケート調査結果から・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第4章 具体的な施策

- 基本目標1 みんなで支え合うまちづくり・・・・・・・・ 16
- 基本目標2 住民参加のまちづくり・・・・・・・・・・・・ 20
- 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・ 24

第5章 計画の推進に向けて

- 1. 住民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2. 関係機関や各種団体との連携・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 3. 庁内推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 4. 計画の評価・推進体制の確立・・・・・・・・・・・・・・ 29

資料編

- 越生町地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 31

第1章 計画策定にあたり

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で誰もがその人らしく、安心していきいきとした生活を送れるよう、地域住民や地域、行政等が互いに協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めるものです。

2. 計画策定の趣旨

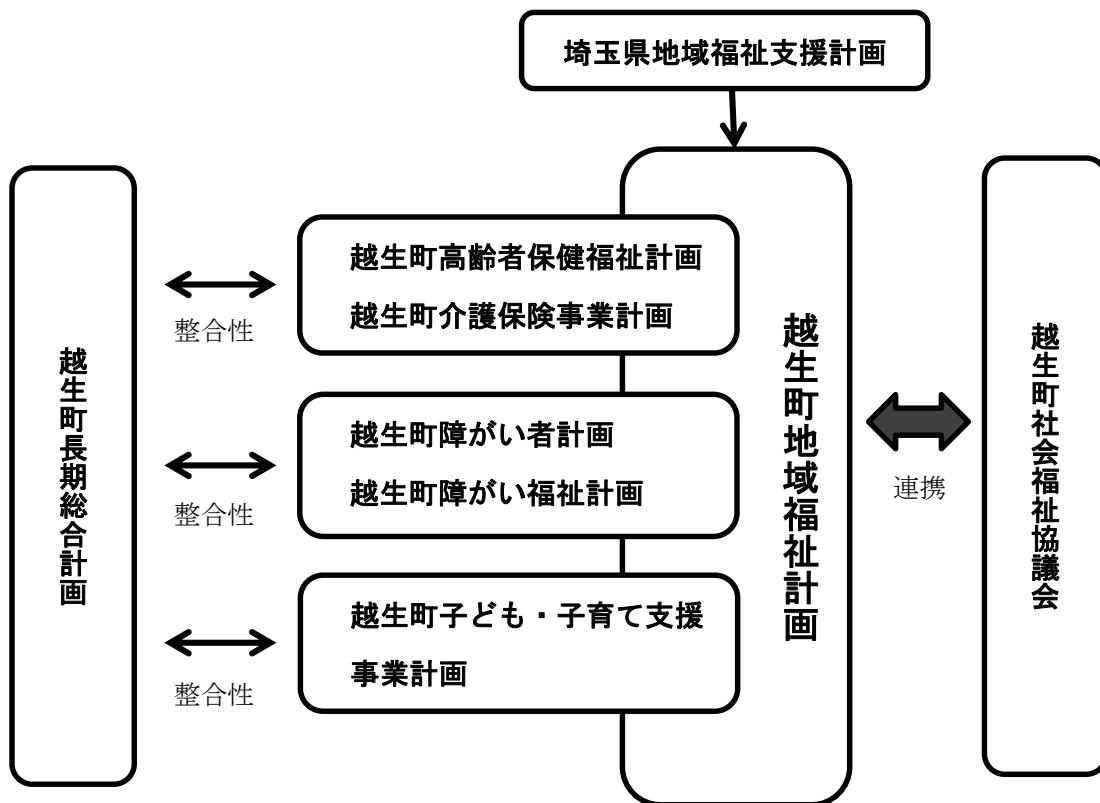
現在、全国的に地域の中では社会環境の変化に伴い様々な問題が生じており、地域福祉の推進にあたっては、地域のためにできることは何かを考えながら、自分や家庭の力でできることは自分で行う「自助」、地域における支えあいや助けあい活動を行う「共助」、地域の諸課題を行政等と住民との協働により、地域の特性に応じたきめ細かい施策を推進する「公助」の役割分担と連携が求められています。

越生町では地域社会のふれあいの中で、共に支えあい、いきいきとした生活を送ることができるまちを目指し、町が、住民や社会福祉協議会等の関係機関と協力しながら、地域で互いに助けあい、支えあう仕組みづくりを共に考え進めていくために「越生町地域福祉計画」を策定しました。

3. 計画の根拠と位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」であり、市町村が住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題等を明らかにし、必要な支援を提供する体制を構築するための計画です。

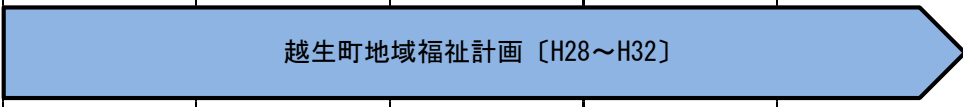
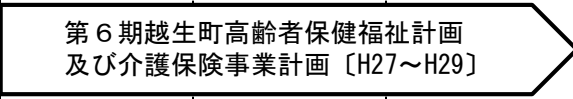
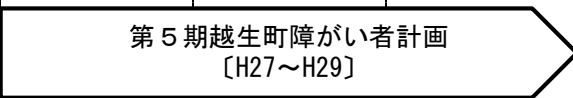
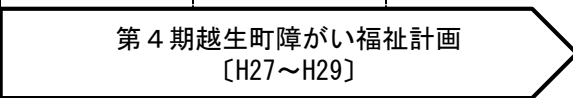
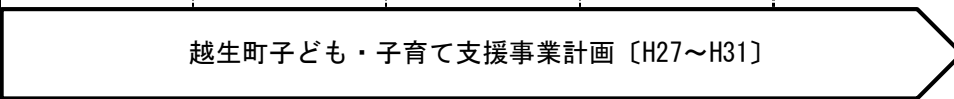
第五次越生町長期総合計画や、高齢者福祉計画・介護保険事業計画など他の計画等と整合性を図りつつ、地域住民の福祉と健康に関わる様々な地域課題を解決していくための取組等を示した計画です。



4. 計画の期間

本計画は、平成28年度を初年度、平成32年度を目標年度とする5か年計画とし、社会状況変化により、計画の見直しの必要性が生じた場合は随時見直すこととします。

計画期間

H27	H28	H29	H30	H31	H32
					
					
					
					
					

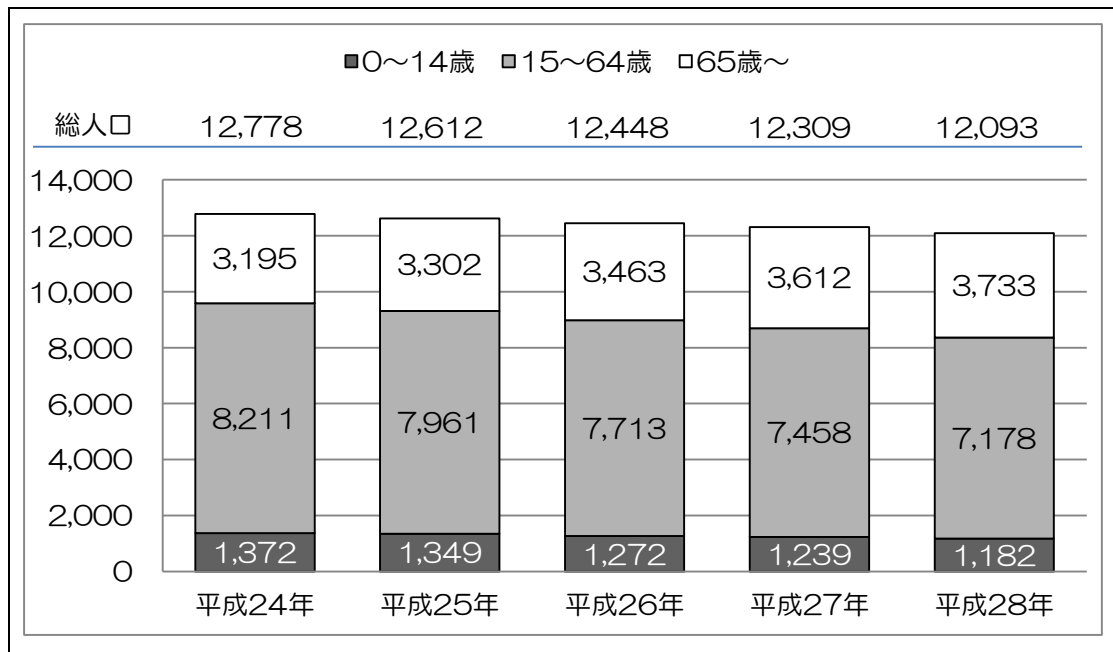
第2章 福祉を取り巻く町の現状

1. 総人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳によると12,093人となっています。平成24年からの5年間の推移をみると、減少傾向にあり、5年間で685人減っています。また、年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳、0～14歳の人口は減少しており、本町の人口の推移は少子高齢化の傾向となっています。

■年齢3区分別人口の推移



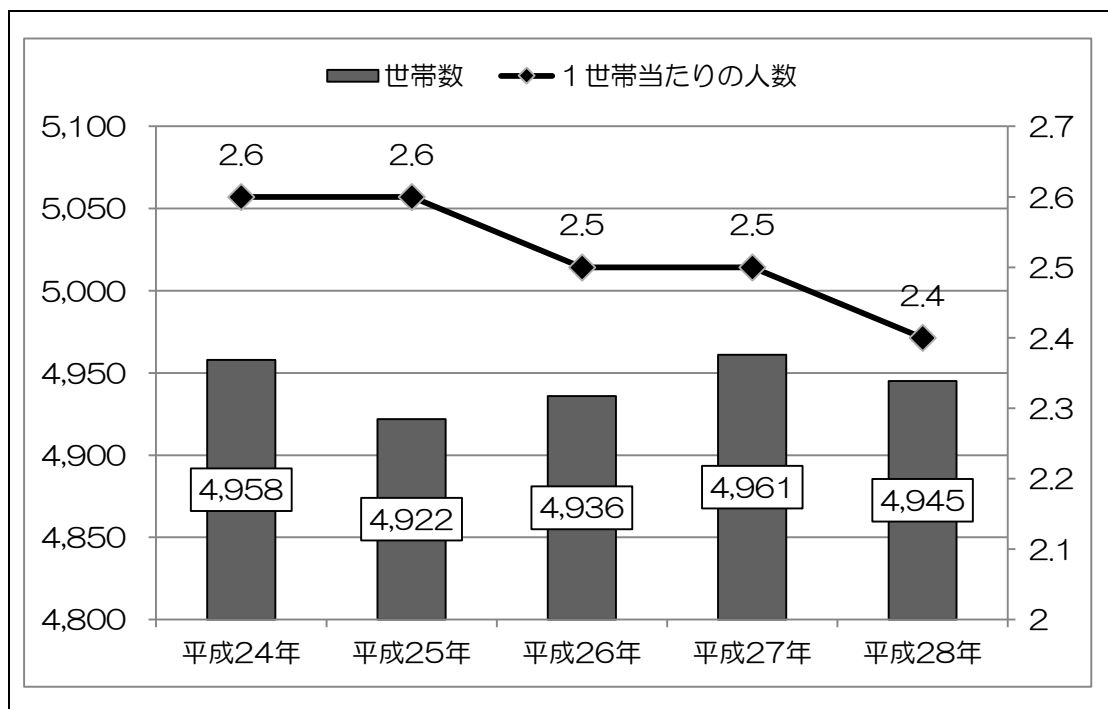
(各年1月1日現在)

(2) 世帯数と一世帯当たり人数の推移

本町の世帯数は、平成28年1月1日現在、4,945世帯となっています。

平成24年からの5年間の推移をみると、ほとんど変化がなく、この5年間で13世帯の減少となっています。しかし、一世帯当たりの人数は減少してきているため、本町では核家族化が進行していると予想されます。

■世帯数及び一世帯当たりの人数の推移



(各年1月1日現在)

2. 地域福祉計画の必要性

(1) 地域社会の変化

全国的に、少子高齢化、核家族化が進み、さらに個人の価値観が多様化することにより、家族や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

本町では29の行政区がそれぞれの地域のつながりの中で活動しています。祭りや郷土芸能といった伝統行事も継承されており、人と地域、地域と地域の絆が根強く残っている地区もあります。

こうした中、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実し、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

地域の課題や問題を地域全体で共有し、解決に地域が主体性をもって取り組むことが重要とされており、地域づくりや支え合い活動を実践する仕組みづくりとして、全ての市町村に対し「地域福祉計画」を策定することが求められています。

(2) 社会福祉の制度の変化

平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行され、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分確保するとされ、住民にとって身近な行政はできる限り地方が行うことになりました。

福祉においても、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉にかかわる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

(3) 住民と行政のかかわり方の変化

福祉をはじめ様々な分野で、ボランティア活動などの広がりが見られます。こうした住民活動の高まりを背景に、これからの地域社会づくりにおいては、住民自らが生活課題の解決を図ることができるような組織や仕組みづくりが求められています。

また、災害時に、緊急かつ的確に高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を支援するための計画を地域福祉計画に盛り込むよう国から通知されていて、住民自らが防災・防犯意識を高めるとともに、日頃から地域の避難行動要支援者の状況を把握し、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要となっています。

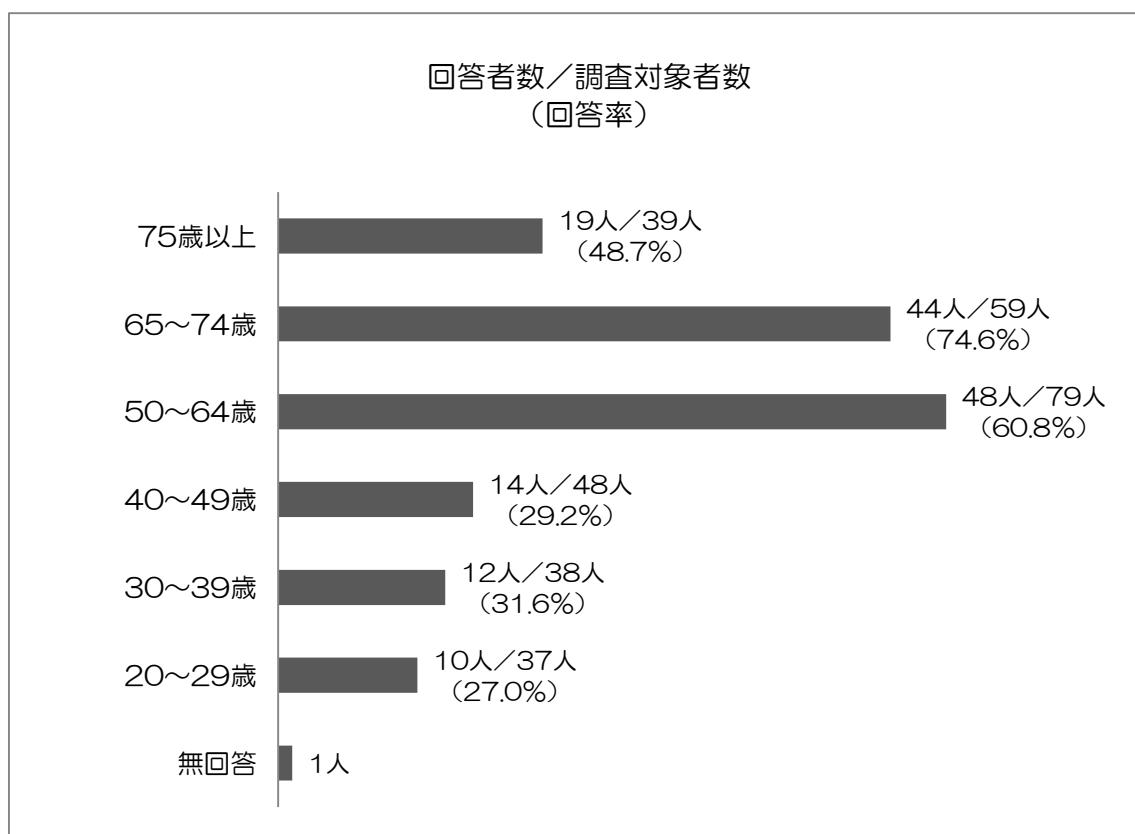
3. アンケート調査結果から

町では、本計画策定にあたり、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画を策定するための基礎資料とするため、平成26年10月に町在住の20歳以上の男女300名を対象に住民意識調査を実施しました。回収結果及び調査結果の概要は以下のとおりです。

調査対象者数（配布数）	回答者数	回収率
300人 （無作為抽出）	148人 （男63人・女83人 性別不明2人）	49%

（1）調査の年代別回答率

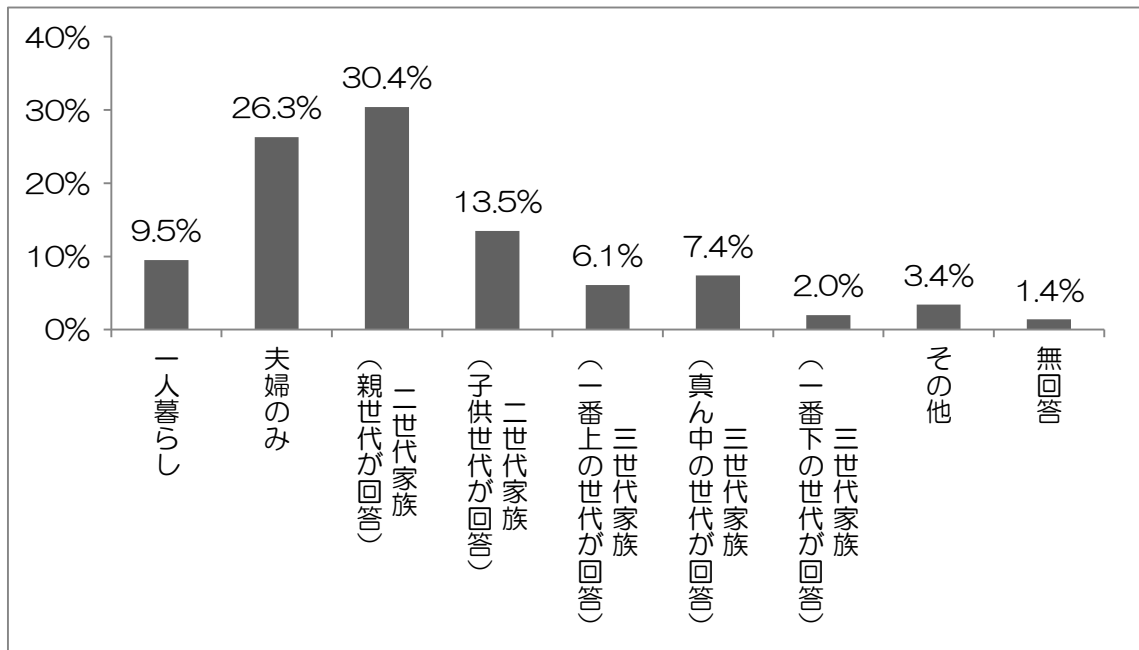
調査の年代別の回答率は65～74歳が74.6%と最も多く、次いで50～64歳が60.8%、75歳以上が48.7%の順になっています。



第2章 福祉を取り巻く町の現状

(2) 家族の状況

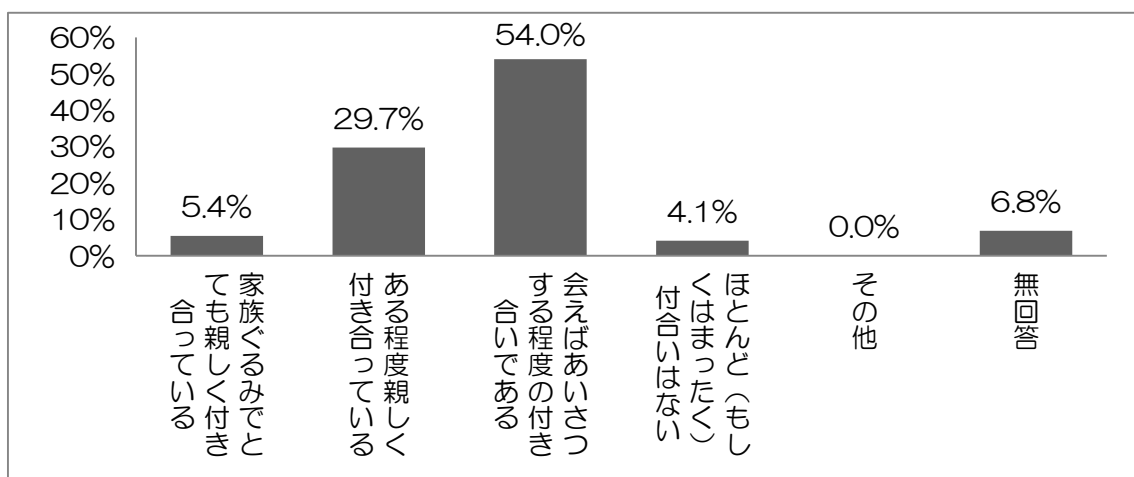
二世世代家族（親世代が回答）が最も多く、次いで夫婦のみの世帯、二世世代家族（子供世代が回答）の世帯とつづいています。



(3) 隣近所との関わりについて

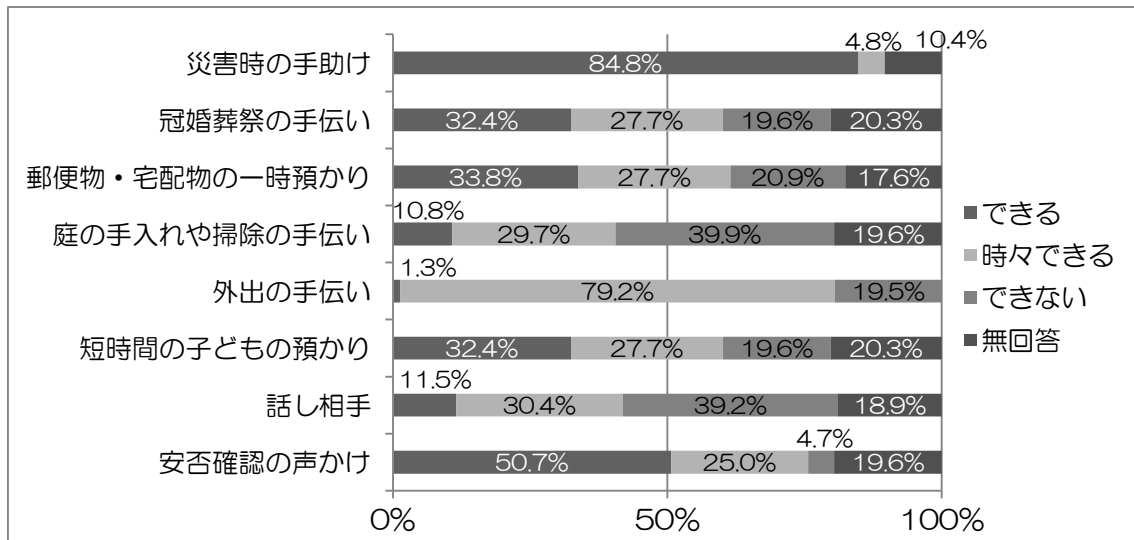
Q・ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。

隣近所との付き合いで最も多いのは「会えばあいさつする程度の付き合い」が54.0%、次いで「ある程度親しく付き合っている」が29.7%で、「ほとんど付き合いがない」が4.1%であったことから、隣近所とつながりは薄れてきていると考えられます。



Q・近所の人から頼まれた場合、どのようなことができますか。

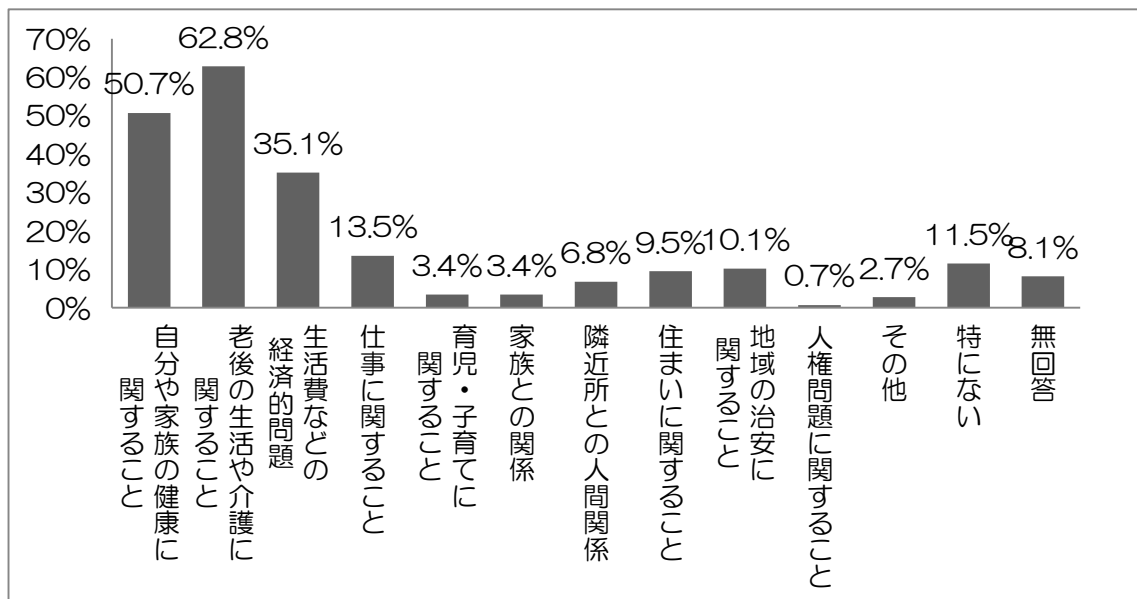
ふだん挨拶する程度の付き合いでも、安否確認の声掛けは50.7%、災害時の手助けは84.8%の方ができると答えています。



(4) 日常生活の課題について

Q・日常生活の中で日頃不安に思っていることはありますか。(複数回答)

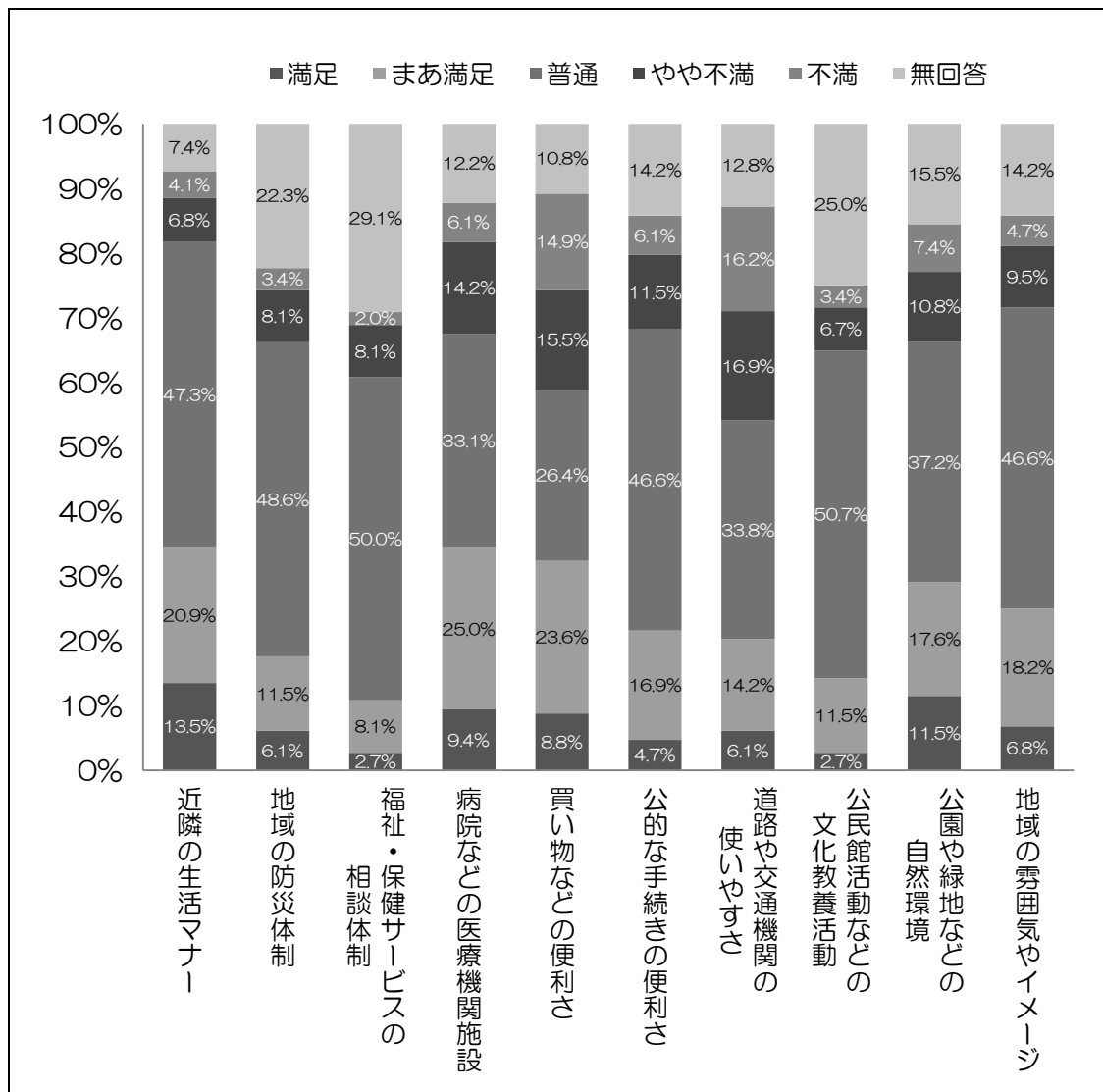
「老後の生活や介護に関すること」が最も多く、「自分や家族の健康に関すること」、「生活費などの経済的問題」の順番になります。アンケートに回答した人の半数以上が50歳以上であることも影響していると思われます。



第2章 福祉を取り巻く町の現状

Q・あなたが住んでいる地域の暮らしやすさはいかがですか。

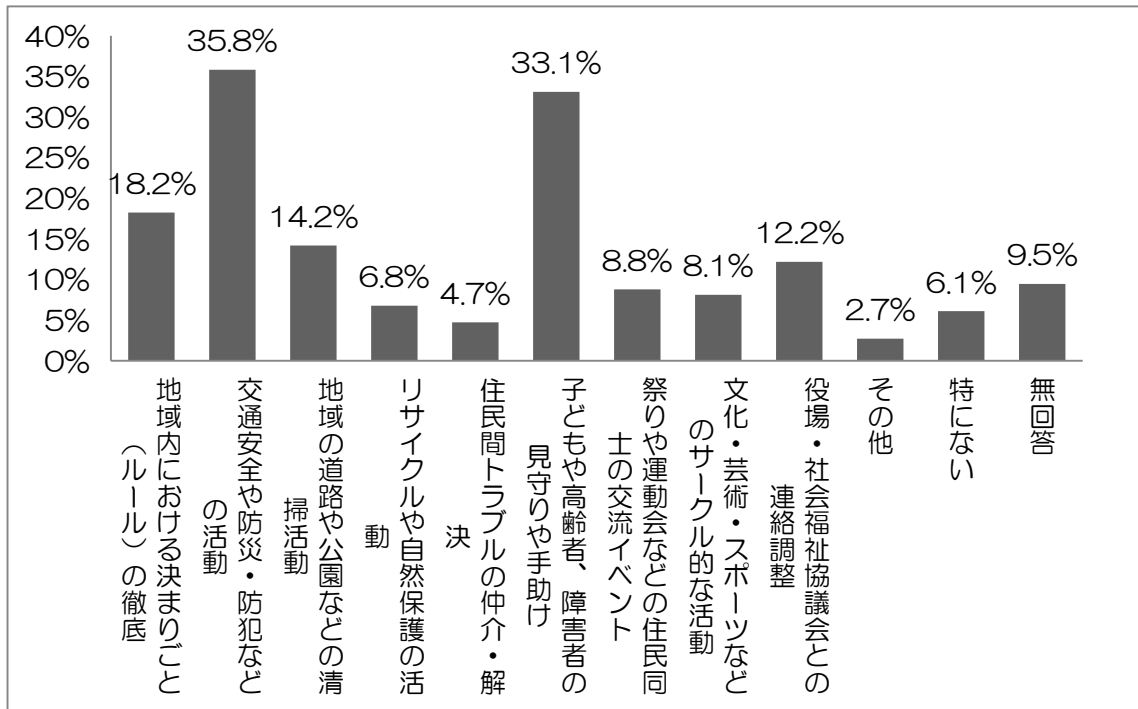
「近隣の生活マナー」や「病院などの医療機関施設」、「公園や緑地などの自然環境」については、多くの方が「満足」、「まあ満足」と回答していますが、「買い物などの便利さ」や、「道路や交通機関の使いやすさ」については「不満」も多くなっています。また、「福祉・保健サービスの相談体制」や「公民館活動などの文化教養活動」では、満足度が低くなっていることがわかります。



Q・安心して暮らしていくために、その地域の組織や団体に望むことは、

(複数回答)

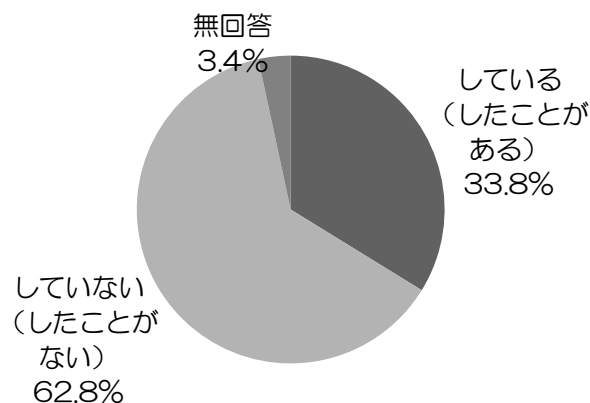
最も多かったのは「災害等、緊急事態が起きたときの対応」で、次に「交通安全や防災・防犯などの活動」、「子どもや高齢者、障がい者の見守りや手助け」となっています。



(5) 地域活動・ボランティア活動について

Q・あなたはボランティア活動をしたことがありますか。

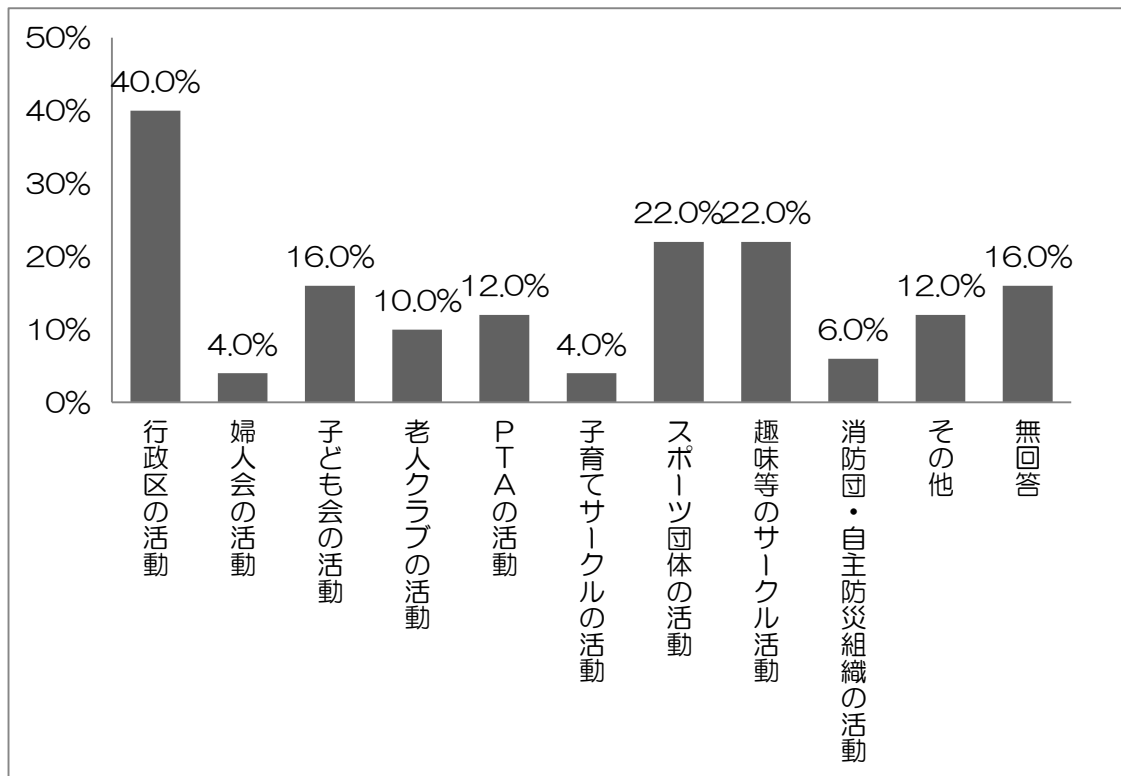
している(したことがある)と答えた方が 33.8%、していない(したことがない)と答えた方は 62.8%となっています。



第2章 福祉を取り巻く町の現状

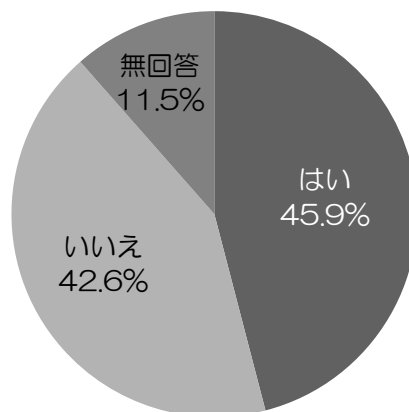
Q・ボランティア活動をしたことがある方は、主にどのような活動をしましたか。（複数回答）

「行政区の活動」が最も多く、次に「スポーツ団体の活動」と「趣味等のサークル活動」となっていて、地域に密着した活動が多くなっています。



Q・今後、ボランティア活動をしたい（続けたい）ですか。

約半数の45.9%の人が、ボランティア活動をしたいと答えています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、町の上位計画である第五次越生町長期総合計画のまちの将来像「町民との協働による暮らしやすさと活力のあるまち」の実現に向け、地域福祉の分野において、すべての地域住民がより暮らしやすいまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくりを目指し、基本理念を次のように定めます。

基本理念：みんなで支え合う 安心して暮らせる越生町

2. 基本目標

将来像を実現するために、次の3つの基本目標を設定し、この基本目標の実現のため、具体的な施策を位置付けることとします。

(1) 基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

東日本大震災が発生し、多くの被災地の状況から、地域のつながりや人との絆の大切さを再確認することとなりました。誰もが身近に心のよりどころとなる居場所をみつけ、互いを気遣い、支え合うことが重要になっています。

そのためには、人と人がつながる地域がつくれるよう、コミュニティの増進を図るとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを促進します。

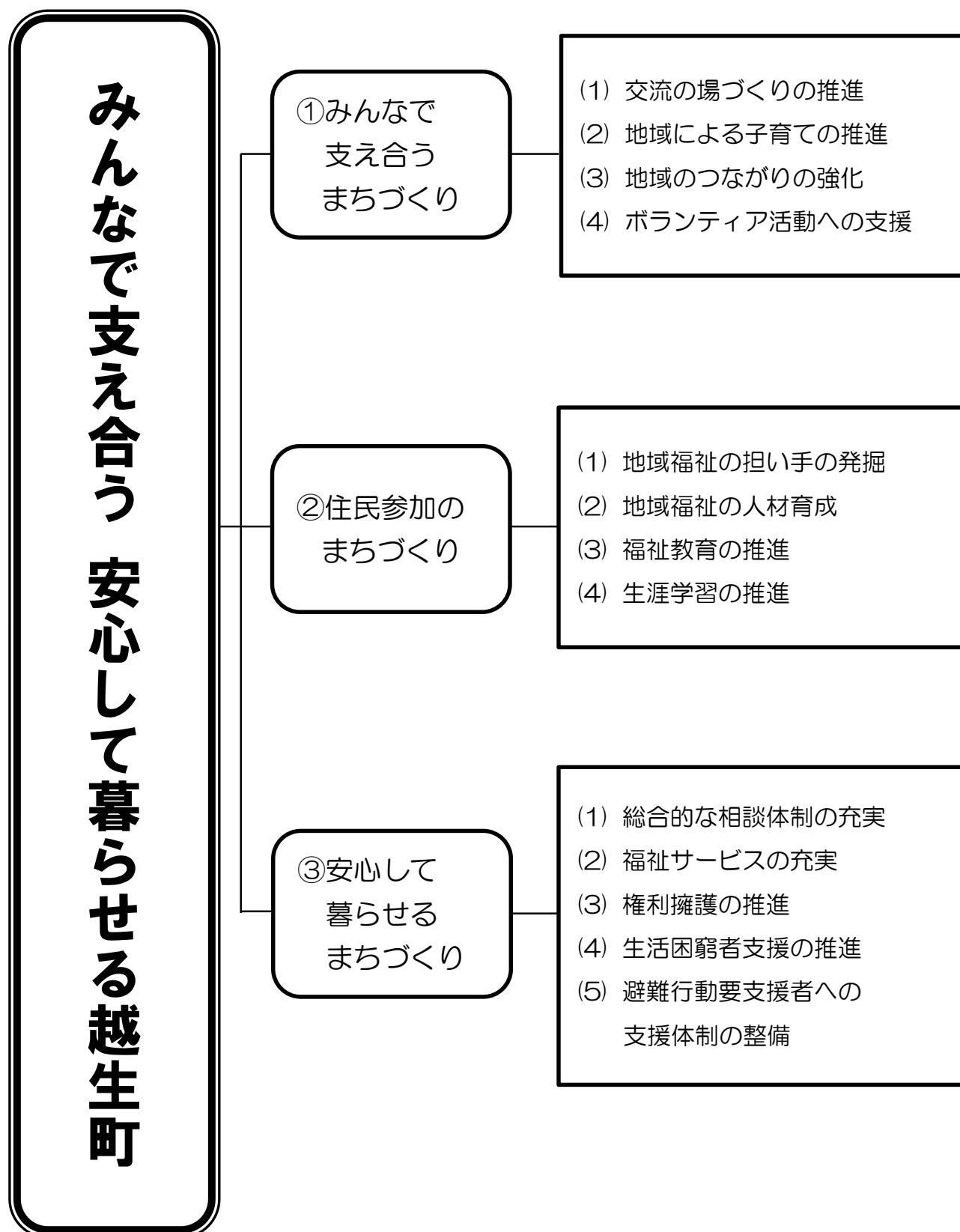
(2) 基本目標2 住民参加のまちづくり

地域の中で、日常生活上の不安の解消や生活課題の解決を図るため、自分の意思で様々な活動に参加していこうとする機運を高めていく必要があります。そのためには、地域福祉活動への参画のきっかけづくり、仲間づくりや、知識や経験を活かした地域福祉活動が活発に行われるよう、地域における普及啓発や人材の確保、団体の育成を促進します。

(3) 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して地域で暮らすためには、全ての地域住民が個人として尊重され、きめ細かなサービスが受けられることが必要です。そのためには、地域、行政、各種の専門機関等が連携して、地域の実情に応じた体制づくりを進め、誰もが必要なサービスを利用でき、生活の安全が確保されるよう、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3. 施策体系



第4章 具体的な施策

基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

【現状と課題】

本町には、住民のつながりや地域のつながり、多彩な自治会活動が行われている地域があります。一方、人口の減少や少子高齢化、核家族化などによりコミュニケーションが不足し、隣近所との付き合いが減っている人もいます。

そのため、地域住民に対して、コミュニケーション活動を促進する情報を提供するとともに、自治会活動を支援していく必要があります。

【方針】

コミュニケーション不足を解消するため、地域でのネットワークの構築と活動を推進し、地域住民同士の交流の機会を増やし地域の連携強化を促します。

また、共助の心を広め、住民の自主的な活動による支え合いを推進していきます。

【取り組み】

1-1 交流の場づくりの推進

地域社会の変化にともない、独居高齢者や日中独居高齢者が増え、孤独感を感じる人が増えています。そこで、誰もが気軽に集い、その人らしくいきいきと孤独感を抱えずに暮らしていける交流の場を行政区や地域の老人クラブなどが、独自でその地域にあった居場所づくりなど、自らの取り組みが展開できるように情報提供に努めます。

個人にできること

○地域で行っている様々な行事や活動に関心を持ち、家族や隣近所の方を誘って、積極的に参加してみましょう。

○地域の一員として何ができるか考えてみましょう。

地域・団体等に期待すること

- 誰でも気兼ねなしに地域活動に参加できるような雰囲気をつくりましょう。
- 地域住民が顔を合わすことができる場所や機会を増やしましょう。
- 地域で活動する組織や団体が、意見を交換したり、交流したりする機会を持ちましょう。

町の取り組み

- 地域組織・団体等の活動を支援していきます。
- 地域組織・団体等との情報共有、連携に努めます。

1-2 地域による子育ての推進

本町は、かつて地域全体で子育てを支援する意識が強く根付いていましたが、近年では、子どもの数の減少や地域コミュニティの希薄化などにより、地域の子育て機能の低下が指摘されています。

このような状況を改善するためにも地域や家庭の福祉力・教育力の再生が求められております。子どもたちへの積極的な声かけ、登下校の見守り等ができる環境づくりに努め、「地域の子どもは、地域で育てる」の意識の推進を図り、地域全体で子ども・子育てを支援する地域づくりを推進します。

個人にできること

- 隣近所に目を向け、日頃から子どもたちへの積極的な声かけ等するように心がけましょう。
- 登下校の見守りを積極的に行いましょう。

地域・団体等に期待すること

- 地域で見守り等ができる環境をつくりましょう。
- 地域活動の中で、子どもたちが参加できる機会を増やしましょう。
- 子育て中のお父さん、お母さんが気軽に悩みを相談できる場所を地域に展開していきましょう。

町の取り組み

- 地域での子育て・見守り等の活動を支援していきます。
- 地域組織・団体等との情報共有、連携に努めます。

1-3 地域のつながりの強化

高度情報化の急速な発展に伴い、価値観やライフスタイルが多様化する中で、地区活動への参加者を募るのは容易ではありません。活動や各種ボランティア活動に興味をもってもらい、多くの住民が地域福祉活動に参加することで、住民がお互いを知り、お互いに協力し合える関係を築けることが大切です。そのためにも、誰もが参加できる地域活動の実現に向けて支援を行っていきます。

個人にできること

- 地域福祉を進める組織や団体等の活動内容に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 地域のなかでの助け合い活動について考えてみましょう。
- 自分の周りの生活課題について考えてみましょう。

地域・団体等に期待すること

- 地域で活動する団体等が意見交換したり、交流したりする機会を持ちましょう。
- 積極的な広報活動などにより、地域住民の参加を促しましょう。
- 地域福祉に取り組む団体の設立を考えましょう。

町の取り組み

- 地域福祉の取り組みに対して支援します。
- 地域福祉活動を推進する団体の設立を支援します。

1-4 ボランティア活動への支援

社会福祉協議会内のボランティアセンターは、ボランティア活動の拠点として、ボランティアの人材育成や活動情報の発信などを行っていく必要があります。

そのために、社会福祉協議会のボランティアセンターの機能の充実を図るとともに、ボランティア活動をしたい人や求めている人に対して、気軽に相談ができるよう、体制の充実に努めます。

個人にできること

- 自らの知識や経験を生かして、社会貢献に取り組みましょう。
- ボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動したり、ボランティア講座に参加したりしましょう。

地域・団体等に期待すること

- イベントや地域の行事を通じて、地域福祉活動のきっかけづくりを進めましょう。
- 様々な方法により、ボランティアの募集を呼びかけてみましょう。
- 友達や知り合いに地域福祉活動への参加の声かけをしていきましょう。

町の取り組み

- 民生委員・児童委員等、地域組織・団体の事業や活動を支援します。
- イベントや地域行事等を開催した際、活動のPRを行います。
- 社会福祉協議会のボランティアセンター活動を支援します。

基本目標2 住民参加のまちづくり

【現状と課題】

隣近所とのつながりは薄れつつありますが、「災害時の出助け」や、「安否確認の声かけ」など、多くの方が「できる」と回答しています。また、積極的に地域福祉活動に取り組まれている地区もありますが、今後は、地域福祉活動の情報提供、講演会及び講習会等の開催などにより、地域福祉活動に興味を持たれる新たな人材を発掘し、身近な地域に多様な活動を行うボランティアを数多く育て、住民参加によるまちづくりを推進していく必要があります。

【方針】

高齢化率の高まる中で、元気な高齢者も地域福祉の担い手である意識を浸透させ、未だ活用されていない高齢者の能力を引き出し、また孤立化する子育て世帯のネットワークを構築するなど、眠れる地域福祉の担い手を積極的に活用できる環境づくりを行います。

【取り組み】

2-1 地域福祉の担い手の発掘

「福祉は人づくりから」といわれています。だれもが安心して生活するためには、全ての人が日ごろから福祉に対する理解を深めるとともに、その機会が十分に与えられていることが重要です。地域福祉に興味はあるものの何をしたらいいいのか、どうしたらいいのかわからないという隠れた人材も地域に埋もれています。社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉に関する講座やイベント等を開催し、地域福祉の理解を深めるとともに多くの人を実践に“つなぐ”取り組みを進めます。

個人にできること

- 仲間を誘い、地域福祉に関する講座やイベント等に積極的に参加しましょう。
- 身近な地域の中での助け合い活動について考えてみましょう。

地域・団体等に期待すること

- 地域福祉に関する講座やイベントを企画し、開催しましょう。
- 定年退職者など、知識や経験・技術を持っている人たちに声をかけて、参加のきっかけをつくりましょう。

町の取り組み

- 住民へ地域の福祉活動やイベント等の情報を発信します。

2-2 地域福祉の人材育成

これまで積極的に活動してきた団体や人がさらに活動の幅を広げ、より深い専門性をもった地域福祉のリーダーとして活動できるように講演会、講座、研修会などの機会を増やします。また、これまで地域福祉に興味がありながらも、取り組めなかった人たちを発掘するため、より気軽に参加できるボランティア体験の機会やサークル活動の充実を社会福祉協議会等と連携しながら取り組んでいきます。

個人にできること

- 地域活動に参加して、地域福祉の必要性について理解を深めるように努めましょう。
- 社会福祉協議会が実施しているボランティア講座へ参加しましょう。

地域・団体等に期待すること

- ボランティア団体等は、住民への積極的な情報発信とともに、自治会や行政との連携に努めましょう。

第4章 具体的な施策

町の取り組み

- ボランティアに関心を持つ住民を対象としたボランティア養成講座を、社会福祉協議会と連携して開催します。
- 地域福祉の活動団体と協働して、地域福祉に携わる人材の育成を支援します。

2-3 福祉教育の推進

小・中学校における福祉施設交流、ボランティア体験などを展開し、福祉体験学習の充実を図るとともに、福祉の総合学習講座等の開設に向けた検討も学校や社会福祉協議会等と連携しながら進めます。

また、障がいのある子どもが乳幼児期において、地域の中で障がいのない子どもと過ごすことは、ごく自然なことであり、※ノーマライゼーションの第一歩と考えられます。子ども同士の思いやりや認め合うというやさしい心を日常のかかわりの中で育みます。このようなことから、障がいのある子どもの保育園、幼稚園等での受け入れ体制の整備に努めます。

高齢者との交流の機会も増やし、昔遊び等を通して高齢者への思いやりや、歴史、文化の伝承を推進します。

個人にできること

- 福祉に関する学習機会に参加し、理解と関心を深めましょう。

地域・団体等に期待すること

- 活動を通じて、住民の意識啓発や体験学習機会を提供しましょう。
- 福祉施設が身近な場所となるよう、住民との交流の機会を設けましょう。

町の取り組み

- 福祉教育を推進していきます。
- 福祉に関する情報提供、学習の機会づくりに努めます。

※ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。

2-4 生涯学習の推進

誰もが意欲や興味に応じて、いつでも自由に学ぶことのできる機会や環境を整備し、生涯にわたり生きがいをもって過ごせるよう、学校、家庭及び地域の連携を図ります。

個人にできること

- 趣味や興味のあるサークル等に参加し、活動してみましょう。
- 生涯学習を通じて、地域のために何ができるかを考えてみましょう。

地域・団体等に期待すること

- 活動の賛同者を集みましょう。
- 地域住民との交流や情報交換を進めましょう。
- 地域福祉活動を積極的に取り組みましょう。

町の取り組み

- 地域組織、団体等の活動を支援していきます。
- 地域組織、団体等との情報共有、連携に努めます。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

これまでの福祉サービスは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉ごとに充実してきましたが、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力の低下がみられる状況です。家族・地域社会の変化に伴い様々な分野の課題が絡み合っ、複雑化、多様化するニーズに適切に対応することが求められています。

こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められ、同時に支援のあり方としても、これまでのように分野ごとに相談・支援を提供しても、必ずしも十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況が生じてきています。

そのため、誰もが支え・支えられる社会の実現を目指しながら、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行うことを可能とすることが必要となってきました。

【方針】

高齢者施策では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。また、生活困窮者自立支援制度の創設など、各制度において、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進しています。

今後においてもこれを着実に進めるとともに、各分野ごとの相談窓口や関係機関と連絡を密にすることにより対象者やその世帯について、横断的かつ包括的な相談・支援とする新しい地域包括支援体制を目指します。

【取り組み】

3-1 総合的な相談体制の充実

地域で暮らしていくうえで、生活や福祉に関わる様々な困りごとを抱える住

民のための相談は、住民にとって身近で総合的・的確なものでなくてはなりません。一つの困りごとの背景には、高齢、障がい、健康、家庭環境、孤立化、就労、多重債務などの要因が複雑に重なっています。民生委員・児童委員、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、関係機関等との連携を図り、各分野での様々な施策、取り組みが効果的に展開できるように、支援を要する人が、各分野で張り巡らした支援の網からこぼれないように総合的な相談体制づくりに努めます。

個人にできること

- 地域で相談できる人を見つけておきましょう。
- 日頃から、身近な相談支援機関を知っておきましょう。

地域・団体等に期待すること

- 地域住民の相談に対して、地域全体で取り組む仕組みを整備しましょう。
- 地域で支援を必要としている人を相談支援機関につなぎましょう。
- 民生委員・児童委員の活動を周知しましょう。

町の取り組み

- 住民が身近な窓口で気軽に相談できるよう努めます。
- 相談窓口の情報提供に努め、相談機能の充実を図ります。
- 分野ごとの連携・協力により、総合的な相談窓口体制を進めます。

3-2 福祉サービスの充実

生活環境、ライフスタイルの変化に伴い、複雑、多様化する福祉ニーズに対応するため、家族、地域住民、事業者、行政などが相互に連携し多様なサービスの提供体制整備を図るとともに、福祉サービスの質及び量の充実を図ります。福祉サービスを提供するだけでなく、利用者や家族が安心してサービスを受けられるように、また利用者が自立した生活をおくることができるように、包括的なサービスを提供するためケアマネジメント機能の充実を図ります。

第4章 具体的な施策

個人にできること

- サービスを提供する事業者の情報を収集しましょう。
- 行政や事業者などに対して、サービスについての意見や要望などを積極的に伝えましょう。

事業者に期待すること

- 住民ニーズに対応した活動やサービスを提供しましょう。
- 積極的に情報公開をしましょう。
- 担い手の研修等、サービスの質の確保に取り組みましょう。

町の取り組み

- 相談窓口の充実に努めます。
- 住民向け、事業者向けの情報提供を進めます。
- 利用者が安心して選択し、利用できる福祉サービスの質及び量の充実に努めます。

3-3 権利擁護の推進

認知症や障がいのある方々が、安心して生活が送れるよう、財産管理や公的な手続きについて、本人に代わって行うことができる「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）」や「成年後見制度」があります。これらの制度の周知と利用促進に努めます。

また、高齢者、障がい者、子どもの虐待や家庭内での暴力（DV）の問題について、早期発見と迅速・適切な対応を積極的に取り組むことが求められています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月1日から施行されます。行政機関だけでなく民間事業者に対しても障がいを理由として、サービスの提供の拒否や制限する行為などの差別を禁止しています。あわせて、障がい者から、何らかの配慮を求める意思表示があった場合は、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くための必要でかつ合理的な配慮を行うことが求められます。

個人にできること

- 「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）」や「成年後見制度」についての理解を深めましょう。
- 市民後見人養成研修を積極的に受講しましょう。
- いじめや差別、虐待等人権問題に対する理解を深めましょう。
- 虐待に気づいたら、身近な相談窓口に連絡しましょう。

地域・団体等に期待すること

- 地域の高齢者などが集まる場所で、制度についての情報提供をしましょう。
- 制度の利用が必要と思われる人は、必要な支援につなげていきましょう。

町の取り組み

- 広報や相談支援の場などにおいて、制度の普及啓発を図ります。
- 利用者の権利が侵害されないように権利擁護に関する普及啓発や成年後見制度などの相談窓口の充実に努めます。
- 市民後見人の育成を支援します。
- 虐待防止に向けた支援体制を整備します。

3-4 生活困窮者支援の推進

生活に困窮している住民に対して、就労その他の自立に関する相談支援や、離職により住宅を失った人を対象とした住宅確保給付金の支給、就労準備支援・学習支援等を行い、生活保護に至る前の自立支援を行います。

個人にできること

- 一人で悩まずに、不安や悩みがあったら、隣近所や民生委員・児童委員、地域の相談機関に相談しましょう。
- 日頃から、身近な相談支援機関を知っておきましょう。

地域・団体等に期待すること

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、気軽に相談できる窓口の周知を

第4章 具体的な施策

図りましょう。

○生活に困っている人がいたら、相談支援機関につなぎましょう。

町の取り組み

○身近な地域で、様々な相談ができる体制づくりに取り組みます。

○「生活困窮者自立支援制度」や「彩の国あんしんセーフティネット事業」などの制度の周知に努めます。

3-5 避難行動要支援者への支援体制の整備

越生町地域防災計画に基づき、防災を心がける意識を醸成し、災害時における避難行動要支援者を地域で支える仕組みを構築します。避難行動要支援者登録制度の周知を行い台帳登録、個別避難支援計画（個別計画）の推進を図ります。

個人にできること

○日頃から防災意識を持ち、災害時・救急時に備えましょう。

○避難場所や避難経路を確認しましょう。

○地域の手助けが必要な人を日頃から把握しておきましょう

○支援が必要な人は、避難行動要支援者登録台帳に登録しましょう。

地域・団体等に期待すること

○地域で防災訓練を定期的実施しましょう。

○避難行動要支援者情報を把握し、自主防災組織や民生委員・児童委員などが協力して、日頃から支援活動の取り組みを行いましょう。

○個人情報管理を徹底しましょう。

町の取り組み

○住民に対し、防災に対する意識啓発、情報伝達に努めます。

○民生委員・児童委員や区長などと連携し、避難行動要支援者の実態把握などに努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1. 住民の役割

住民の誰もが、地域社会の構成員であるという意識と自覚を持ち、誰もが地域福祉の担い手として「共助の心」で、積極的に地域活動に参加し、住民一人ひとりやその家族を地域全体で支え合う体制づくりを構築するため、地域コミュニティ機能の再生が求められています。

2. 関係機関や各種団体との連携

区長会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、たかとりクラブなど様々な団体等の活動を核としながら、保健福祉事業者及び関係機関との連携を一層高め、地域福祉推進に向けた体制を整備します。特に社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられ、本計画の基本理念、基本目標を達成するためにも大きな役割を担うことが期待されます。

3. 庁内推進体制の充実

本計画は、越生町の地域福祉推進の指針となるものであり、計画の推進にあたっては、福祉、保健・医療をはじめ、教育、労働、住宅、環境など、住民生活と関連する幅広い分野にわたる関係各課と連携を図り、全庁的な問題と位置づけ、職員の意識改革、組織体制づくりを進めます。

4. 計画の評価・推進体制の確立

本計画の取り組みを効果的に推進するため、計画内容の進捗状況や各取り組みや事業の方向性をチェックする評価体制の確立が求められます。このことから、委員会を設置し、町及び社会福祉協議会の施策・事業の評価結果を含めた

第5章 計画の推進に向けて

現状確認や進捗状況、また今後の推進方法や対策などについて総合的に検討することとします。

越生町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年1月31日 要綱第3号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく越生町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、越生町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他の計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民代表者
- (2) 福祉・保健・医療関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 部会員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充て、委員長が任命する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、部会を総理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

健康福祉課、社会福祉協議会から必要と認められた職員

越生町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	区 分	所 属	氏 名
1	住民代表者	越生町区長会	宮崎 茂夫
2		越生町たかとりクラブ連合会	石田 準一
3		越生町身体障害者福祉会	落合 一恵
4		越生町赤十字奉仕団	渡邊 静子
5		公募委員	安西 裕子
6	福祉・保健・ 医療関係者	社会福祉法人 かえで	山 羽 勉
7		社会福祉法人 光	吉田あつみ
8		越生町社会福祉協議会	佐藤美由紀
9		越生町民生委員・児童委員協議会	吉田 裕男
10	学識経験者	越生町教育委員会	浅 見 登

越生町地域福祉計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

発行 越生町

編集 越生町 健康福祉課

〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2

電話 049-292-3121 (代表)

Fax 049-292-6405